

開発行為・建築行為を行う皆様へ
宅地建物取引業者の皆様へ

桶川市立地適正化計画に係る届出制度が始まります

～2025 年(令和 7 年) 5 月 1 日開始～

2025 年(令和 7 年) 5 月 1 日に桶川市立地適正化計画を公表することに伴い、都市機能誘導区域内外や居住誘導区域外において、一定規模以上の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

また、宅地の売買等の取引を行う場合、届出義務について、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象となります。

◆届出の対象区域及び行為

【誘導施設の場合】(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項及び第 2 項)

※誘導施設：裏面「誘導施設一覧」参照

対象となる区域	対象となる行為	
・都市機能誘導区域外 ・誘導施設の設定のない都市機能誘導区域内	開発	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
	建築	・誘導施設を有する建築物を新築する場合 ・建築物を改築又は用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
	・上記の届出内容を変更する場合	
・誘導施設の設定のある都市機能誘導区域内	・誘導施設を休止又は廃止する場合	

○届出の例：病院（20床以上）を都市機能誘導区域外又は誘導施設の設定のない都市機能誘導区域（坂田地区、日出谷地区）において、新築する場合

【住宅の場合】(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項及び第 2 項)

※住宅：建築基準法において住宅に該当すると判断されるもの(戸建て住宅、共同住宅、長屋など)

※居住誘導区域内(都市機能誘導区域内含む)での対象行為(住宅開発等)は、届出不要です。

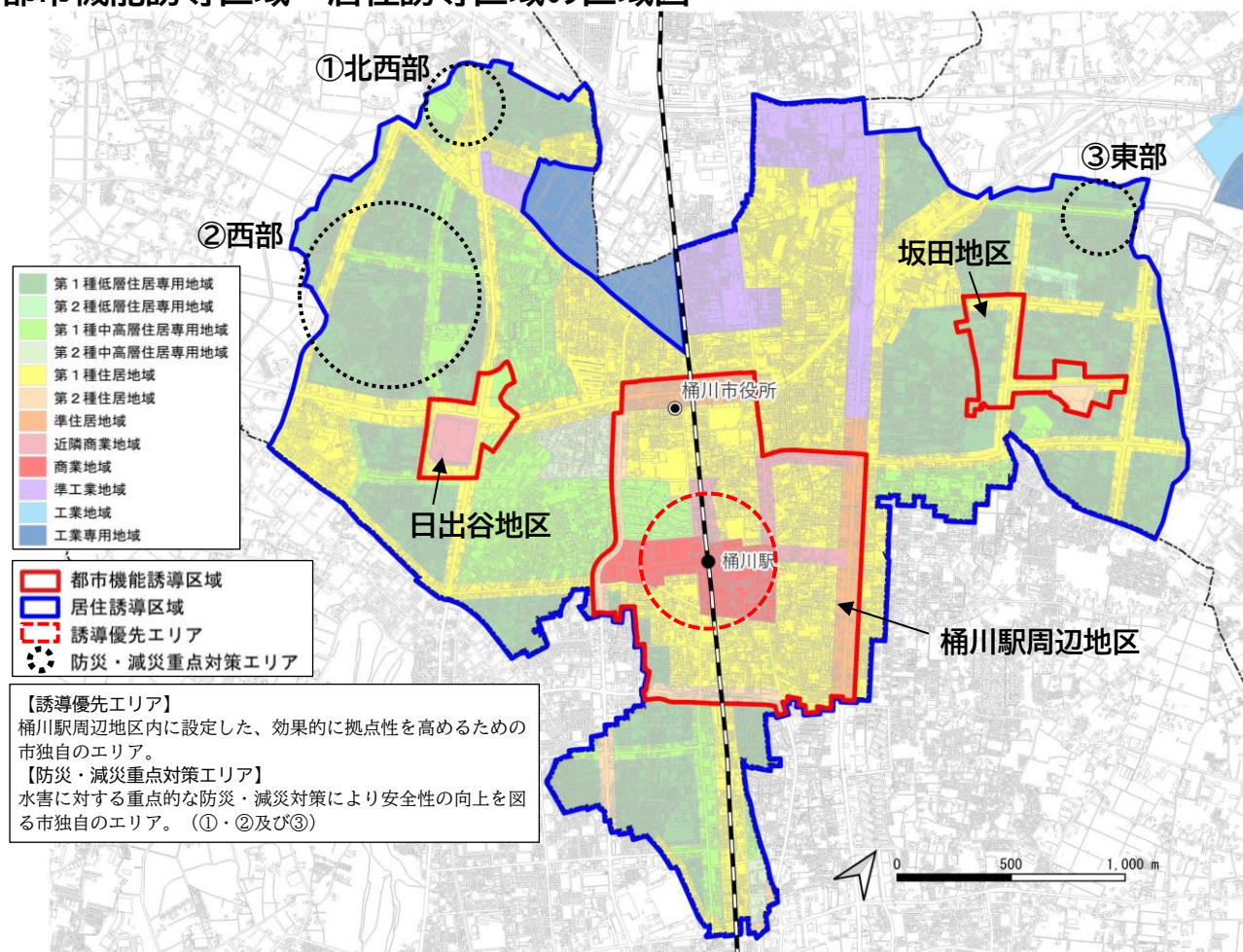
対象となる区域	対象となる行為	
・居住誘導区域外 （市街化調整区域 工業地域 工業専用地域）	開発	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築	・3戸以上の住宅を新築する場合 ・建築物の改築又は用途を変更し、3戸以上の住宅とする場合
	・上記の届出内容を変更する場合	

○届出の例：市街化調整区域内において、4戸の住宅の建築を目的とする開発行為を行う場合

◆届出の流れ

- ・開発行為や建築行為、誘導施設の休止・廃止を検討している方は、早めに本計画に基づく各誘導区域を確認し、届出の要否を確認してください。
- ・届出が必要となる場合は、行為に着手する日から 30 日前までに届出を行ってください。

◆都市機能誘導区域・居住誘導区域の区域図



◆誘導施設一覧

誘導施設	都市機能誘導区域		
	桶川駅周辺地区	坂田地区	日出谷地区
本庁舎（市庁舎）	●	—	—
地域包括支援センター	●	—	—
保育所・幼稚園・認定こども園	●	●	—
子育て支援センター	●	●	—
スーパーマーケット（250㎡以上）	●	●	●
大規模小売店（1,000㎡超）	●	●	●
病院（20床以上）	●	—	—
銀行・信用金庫	●	—	—
図書館	●	●	—
市民ホール	●	—	—

◆届出先・お問い合わせ先

桶川市 都市整備部 都市計画課

〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号

電話：048（788）4949 E-mail：toshikei@city.okegawa.lg.jp

※桶川市立地適正化計画、各区域の詳細、届出の手引きは、本市ホームページにて御確認ください。

